

通し番号	条名	見出し	会派名	取組の評価	取組状況	改革の項目	改正等の方向	意見等
1	第1条	目的	-	-				
2	第2条	議会の活動原則	久比岐野	一部達成				
3	第3条	議員の活動原則	久比岐野	概ね達成				
4	第4条	議長の責務	久比岐野	概ね達成				●議会を代表する中立公正な職務遂行について、暗黙の了解としてある「どの会派にも属さない」旨を明示する必要はないか。 ●第2項～第4項について、通年会期制導入時に全体の見直しの必要があるのではないか。 ①議長権限で開催、②改選年の対応について、③会議名称について 例:「定例会議または令和〇〇年〇月定例会議(第〇回)など(上越市議会ですうところの定例会)」「〇月第〇回会議または〇〇年〇月随時会議(第〇回)など(上越市議会ですうところの臨時会)」
5	第5条	会派	久比岐野	一部達成	●2項3項は会派内で議論して政策的な事までやっていないのではない。地域を背負う議員としてそれらの課題に温度差が出るのではない。一時期、会派として市長に対して要望を数十項目出したがそれらは各議員の地域要望や政策をならべて出したもあり、深い議論はしていない。(最近は出していない)会派としての報告会はしていない。議会だよりは出している。議員独自の報告会や議会だよりは個々に出しているものと思う。			●「議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる」とあるが、会派制を主張する目的や重みをもう少し明確化し、強調するべきか。 ※議事運営マニュアル、会議規則に記載すべき事項となるかもしれないが、総括質疑の在り方についても併せて検討するべきではないか。 現段階では無所属で主張することにメリットがあるように見える。 総括そのものは、あくまで議案内容について質疑するものであり、会派制を基本とし実施するべきではないか。もし、現状のまま改訂する必要でないと判断する場合、総括質疑の持ち時間などについても検討し、会派に属すまたは属さない、会派の大きさを反映してはどうか。
6	第6条	議会改革の推進	久比岐野	一部達成	●DX化は7～8年前から議会としてタブレット導入などを議論して早い時点で達成できた。今後ICT化が進み「生成AI」「chatGPT」などが議会内でもどんどん入ってくる。それらの研究も必要になってくるものと思う。(今回時間が無いのでやらない)			●本来ここで、通年会期制・オンライン・倫理条例を導入して取り組んできたとききたい所であるが、残念ながらそれらの条例はできていない。(早急に作るべき)WGで20回からの議論を重ねてきており、それを再度見直し早急に条例案を作り上げるべきでないか。議会は、社会環境、経済情勢等の変化や新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものと思う。「議会の機能強化」としてできれば議会BCP(業務継続計画)の策定も近々の大災害に対応するため早急に作るべきである。(災害特別委員会に任せる)また政策形成には専門的知見を導入するべき大学とのパートナーシップ協定も考えるべきでないか(今回はやらない残念)
7	第7条	情報の共有及び公開	久比岐野	概ね達成	●本会議中継や委員会YouTubeも実施しておりこれはほぼ対応していると思う。しかしこれを見てもう手段を広報広聴委員会で考えていかなければならないのではないか。			●「議会の保有する情報を積極的に提供し」とあるが、例えば教育委員会の取り扱う案件、若竹寮の件など、プライバシーに関わるもの、報道前に市民に公開できない案件も取り扱う。「積極的に」という文言を削るか、残すのであれば、デリケートに取り扱う、配慮すべき案件について決めごとを設けるなど項目を増やし明示する必要はないだろうか。
8	第8条	市民参画及び協働	久比岐野	概ね達成	●最近では市民の意見を聞く会として変容してきた。できれば多くのみなさまの意見を聞く為にも参加していただく手段(PR方法)を考えるべきである。(広報広聴委員会)			
9	第9条	議会報告会	久比岐野	概ね達成				●「議会報告会に関し必要な事項は、別に定める」とあり、逐条解説によると、「議会報告会の開催時期や議員の役割などの詳細については、各派代表者会議で定めることから、別に定める」とあるが、ここについては広報広聴委員会に委ねて良いと考えるがどうか。
10	第10条	広報広聴委員会	久比岐野	概ね達成	●もっとより多くの人達から来てもらえるような工夫をして行かなければいけないのではない。広報広聴委員会で考えて欲しい。チラシのみでない若い人達が見る動画サイトでのアピールも良いのではない。またSNSのFacebookやX(Twitter)Instagram、も有効でないか。多くの市民の皆様から来ていただくアピール方法を考えていかなければならない。			●今後オンライン議会が可能になり進んできたら「地方議会と住民との関係再構築に向けてデジタルコミュニケーション(DC)」提唱し小中高大学生との双方向のコミュニケーションをオンラインで開催できる。協働性が高まり住民の議会・議員活動への理解度が高まり期待される上越市議会へと変貌していただく。《地方議会におけるDC活用の意義》○住民との距離を縮める・幅広い住民の参画・双方向コミュニケーション・情報のカスタマイズ・即時性をいかした住民意思の把握・データに基づく政策形成・住民による課題解決・離れた地域の人々への情報発信等々、これからの若い議員さんたちのDX化に期待したい。(今回は時間が無いので議論しない)
11	第11条	市長等との関係	久比岐野	概ね達成				
12	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	久比岐野	概ね達成				
13	第13条	議決事件	久比岐野	概ね達成				●自治基本条例は令和5年1月に検証が行われているようだが、同条例第16条についてはどうだったか。変更がなければ、本条において市政における重要な「上越市総合計画」への決定に参画するために、総合計画の変更にたずさわれることを具体的に明記すべきと考えるがどうか。 ●議決事件事項の見直しを行う必要はないか。
14	第14条	政策立案及び政策提言	久比岐野	概ね達成				●最近、委員会の総意による委員会代表質問を取り入れている自治体がある。政策分野ごとに具体的な政策課題(自治体政策の「争点」)について、政策提言など委員会意思の形成と議会の機構として行政と対峙する考えがあり、当市議会でも検討してはどうか。 【浜田市議会基本条例】 第13条 略 3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。
15	第15条	議会運営	久比岐野	概ね達成				
16	第16条	委員会	久比岐野	概ね達成				●第14条に新たな提案をしているが理想論に近いが、まだ多くの議会ではそこまでいっていないのが現状であり、正副委員長の力量によっては差が出ると思う。しかし当議会では特別委員会は4年前のコロナ時より議員間討議をしっかりとっており市長への提言迄やっている。これが常任委員会まで実施するととなると多くの議案から絞り込むのは難しく時間がかかるのではないだろうか。でも通年会期制になればこれらも可能になってくるものと思う。(今回は議論しない)
17	第17条	会議における質疑応答	久比岐野	概ね達成				
18	第18条	政策等の形成	久比岐野	概ね達成				●これについては14条・16条にも付記してあるが過去から今迄まだ市民意見を政策形成会議までもっていくような事は無いのではない。せめて会派や常任委員会での政策的なものは出して議論する事が大事でないかと思う。(自分で提起しながら時期尚早と考える)
19	第19条	政務活動費	久比岐野	概ね達成				
20	第20条	議会の研修	久比岐野	概ね達成				

21	第21条	附属機関の設置	久比岐野	一部達成				●専門的知見等の活用で、もう一歩踏み込んだ大学との「パートナーシップ協定」と称する地域連携協定を締結し、法の規定に頼らない機動的な専門的知見の活用を図ってはどうか(地方自治法第100条の2)。 (例:大津市議会基本条例より) ※パートナーシップ協定:大学の知的資源を議会からの政策立案機能の強化を目的として包括的な協力関係の構築を目指す。 <連携の内容> ・制作検討会議などに大学から教授等を招いて、専門的な助言を求める ・学生のインターシップの受け入れなど、議会からの大学教育への貢献(今回は時期尚早であり議論しない)
22	第22条	交流及び連携の推進	久比岐野	概ね達成				
23	第23条	議会事務局の体制整備	久比岐野	概ね達成	●議会と議会事務局・議員と議会事務局の関係を良く理解しなければならない。議員の補佐ではない、議会事務局は議会を補佐するための事務局であり、体制状況は議員に対して0.35人が平均値である。議員と議会事務局職員とは上司、部下の法的関係性はない。議長のみ命令権がある。議会の権限と議員としての権限、特に調査権については議員個人としては議会事務局が調査に協力する法的義務はない。			●具体的に考えられるのは調査係、政策法務などがあるが、何をどこまで体制整備することができるのかも少し明示する必要はないか。 ●事務局の職員人事に関しては行政との協議が必要であるが議長権限でそれができるなど検討できないか。(「上越市議会事務局規定」に定めるところによるなど。)＊これはあくまでも参考意見です。 ○自治体がAIを導入するメリット○業務の効率化X自動化○業務効率化X高度化○住民サービス向上X自動化○住民サービス向上X高度化《議会事務局のDX化》○文字認識OCR○議会会議録視覚化システム等々
24	第24条	議会図書室	久比岐野	概ね達成				
25	第25条	予算の確保	久比岐野	概ね達成				●今後通年会期制やオンライン、倫理条例制定に関してハード、ソフト両面からの予算が必要になってくる。先を見据えた計画のもと、予算もしっかりと取っていく必要がある。
26	第26条	政治倫理	久比岐野	概ね達成	●政治倫理条例の中には兼業禁止への規制もある(市との間に請負関係も議論するべし)・政治倫理審査会の意義(調査権)・資産公開制度(家族の問題もあり慎重を期さなければならない)・SNS等による議会外での不適切な言動への対応(ソーシャルメディア運用ガイドラインの創設)・議員が守るべき倫理条例が必要と思える。 ●最近問われるバワハラ・セクハラについても同様でありバワハラ・セクハラ防止条例にまつわる「相談窓口」「調査協議機関」を設けている市議会もある。			●「市民の負託にこたえるため」「識見を養うよう努める」なども付け加えてはどうか。 ●第2項を追加し、「政治倫理条例」を定めてはどうか。 ●政治倫理の必要性「倫理」「政治倫理」「行政倫理」であるが道徳規制・法規範・行動規範であり議会と議員が政治倫理に関する自助作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築する事が重要。しかし政治倫理条例の構成をどこまで定めるのかこれも重要である。政治倫理基準・資産公開制度・問責制度・政治倫理審査会・住民による調査請求権などどこまで盛り込むか(左に続く)
27	第27条	議員定数	久比岐野	概ね達成	●昨年度の中で議論されており、この継続も謳われているので、その時期を見てスタートとなるのではないか。			
28	第28条	議員報酬	久比岐野	概ね達成	●平成30年「市議を目指しやすい環境整備検討会」でも議論されており、江口個人としては、あげるべきであり、議員定数議論時に並行して議論するべきと考える。			
29	第29条	最高規範性	久比岐野	概ね達成				
30	第30条	見直し等	久比岐野	概ね達成				
31	第2条	議会の活動原則	市民クラブ	一部達成	●議決責任の認識を持ちながら市民への説明責任を果たしているか。 ●議会報告の実施、議会だより(かけはし)発行、意見交換会の実施等、議会側からの一方通行になっていないか、検証が必要。 ●市民の多様な意見を的確に把握するためにはどうすべきか。把握ができないと市政への反映が難しい。課題調整会議の充実が必要。 ●議会としてYouTube配信の有効活用	その他	その他	●課題調整会議により、議会として市民の多様な意見等に対する対応方針を協議する必要がある。
32	第3条	議員の活動原則	市民クラブ	一部達成	●議員相互間の自由討議による合意形成(議論をつくる) ●視察も含めて調査研究の在り方の検証が必要では。所感を書いて終わりにっており、政策立案や政策提言にあまりつながっていない。	その他	その他	●自由討議による合意形成(総意) ●視察を含めた調査研究の在り方
33	第4条	議長の責務	市民クラブ	概ね達成		通年会期制	条文の改正運用・逐条の修正	●通年議会制導入に伴う条文の整理等口
34	第5条	会派	市民クラブ	達成していない	●会派視察の在り方を検証すべきでは。視察後において政策立案や政策提言を行うための調査研究に結びついているか。 ●会派の活動が市民に説明できていない。 ●無所属の位置付けが不透明である。	その他	条文の改正運用・逐条の修正	●無所属議員の在り方について明記すべき。
35	第6条	議会改革の推進	市民クラブ	一部達成	●逐次解説中、市民の声の取り入れとしての「付属機関の設置」が機能していない。	その他	その他	●附属機関の設置について、必要性を理解した上で機能させる。
36	第7条	情報の共有及び公開	市民クラブ	一部達成	●市民にむけた情報共有のための情報提供は議会だより(かけはし)発行と議会報告会のみ。さらなる多様な方法を検討すべき。	その他	その他	●多様な方法としてYouTubeの積極的な活用 ●議会だより(かけはし)のライン配信 ●第10条(広報広聴委員会)との関係
37	第8条	市民参画及び協働	市民クラブ	一部達成	●市民モニターの復活など市民参画や協働の機会を作り出す活動を推進すべき。 ●議場コンサートは市民が議場(傍聴)にくるきっかけとなるため継続的に実施したらどうか。(年1回でもよい) ●意見交換の場を多様に設けるとあるが、できていない。旧上越市内は高田地区と直江津地区だけであり他の地域に外向くことがない。他の地域についても実施できないか。	オンライン その他	その他	●意見交換会(気軽にトーク含む)について、旧上越市内は高田、直江津地区以外の地域でも実施すべき。 ●意見交換会(気軽にトーク含む)をもっと簡易実施。更にはオンラインでの参加を検討する。 ●第9条(議会報告会)との関係
38	第9条	議会報告会	市民クラブ	一部達成	●近年議会報告会は単独で実施せず、意見交換会と同時に実施している。現在はYouTube配信も併せて実施している。(第8条と第9条の関係) ●会場によっては参加市民が少ない。日時や場所(駐車場を含む)の検討が必要。	オンライン その他	条文の改正運用・逐条の修正	●現状のとおり実施していくのであれば条文内容(又は逐条解説で修正)を見直す。 ●議会報告会についてオンラインでの参加検討。
39	第10条	広報広聴委員会	市民クラブ	概ね達成	●委員会の根本的な役割(目的)は、多くの市民が議会に興味・関心を高めてもらえるように広報活動の充実に努めるものだと思うが、明記されていない。	その他	条文の改正運用・逐条の修正	●委員会の根本的な役割(目的)について明記する。 ●様々な情報発信について検討してほしい。※議会だより(かけはし)のライン発信、SNSの積極的な活用等。 ●第7条(情報の共有及び公開)との関係
40	第11条	市長等との関係	市民クラブ	一部達成	●議会は、行政の事務執行の監視及び評価などを行う議事機関だが、どこまでその責務を果たしているか疑問。	その他	その他	●自己研鑽、会派の研鑽、委員会の充実(レベルアップの必要性)
41	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	市民クラブ	達成していない	●審議を充実させるためには議員の質問レベルを高める必要がある。 ●議決事件に含まれない重要な政策の提案について、形成過程の説明と議会の意見を聴く機会を議会側から積極的に求めている。	その他	その他	●自己研鑽に励む必要あり。 ●議会側から形成過程の説明や議会の意見を聴く機会を設けるよう機能させる。
42	第13条	議決事件	市民クラブ	概ね達成				
43	第14条	政策立案及び政策提言	市民クラブ	一部達成	●議員の質問レベルを高める必要がある。 ●積極的な政策立案及び政策提言があまり機能していないと感じる。機能するよう対策を検討すべき。	その他	その他	●自己研鑽に励む必要あり。 ●積極的な政策立案及び政策提言を機能させるべき

議会改革推進特別委員会 議会基本条例に対する各委員の意見 一覧表

44	第15条	議会運営	市民クラブ	一部達成	●必要に応じた議員間討議が行われていないため、合意形成がなされていない。(不十分) ●事務局の協力が必要	その他	その他	●必要に応じた議員間討議の実施と総意の必要性。 ●事務局との協力体制を強化
45	第16条	委員会	市民クラブ	一部達成	●積極的な政策立案及び政策提言があまり機能していないと感じる。機能するよう対策を検討すべき。 ●所管事務調査後の調査所見や審査意見を付したことがない。 ●オンラインでの出席・参加の導入	オンライン その他	条文の改正 運用・逐条の修正 その他	●必要に応じて(所管事務調査後の)調査所見や審査意見を付すること。 ●オンラインでの出席・参加を可能にすること。
46	第17条	会議における質疑応答	市民クラブ	概ね達成	●総括質問の再質問は再質問席でよいのでは。			●総括質問の再質問を(一般質問同様)再質問席で行う。
47	第18条	政策等の形成	市民クラブ	達成していない	●課題調整会議や政策形成会議が全く機能していないと感じる。機能するよう対策を検討すべき。 ●現在、市民との意見交換での内容は、広報公聴委員の記録に基づき取りまとめたものが、後日タブレットにその内容と回答などが送られてくるだけである。重要な内容であっても委員全体に共有、協議されていない。	その他	その他	●課題調整会議や政策形成会議を機能させる。 ●市民との意見交換での内容は、委員会等で話し合い議員全員で共有すべきであり、必要に応じて政策提言すべき。
48	第19条	政務活動費	市民クラブ	概ね達成	●政務活動費の本来の目的が明記されていない。	その他	運用・逐条の修正 その他	●本来の目的は政策活動の向上を図り、調査や研究活動のために有効に活用するものではないか。
49	第20条	議会の研修	市民クラブ	一部達成	●市民との研修会は実施していない。	その他	その他	●必要に応じて地域協議会の委員や各種の団体等で活動している市民の方から話を聴くことも必要ではないか。
50	第21条	附属機関の設置	市民クラブ	達成していない	●これまで附属機関を設置して話合われたことはあるのか。機能していないのではないか。なお、構成員には有識者の他に公募市民も含まれることから機能充実が求められる。	その他	その他	●附属機関を設置について機能させる。
51	第22条	交流及び連携の推進	市民クラブ	一部達成	●この4年間においては、近隣自治体との積極的な議員交流や連携はあまりないと感じている。観光面での連携や人口減少など当市の課題解決につながるような交流をすべき。	その他	その他	●県内においては少なくとも上越地域として「妙高市・糸魚川市」とは積極的な議員交流が必要であり、連携して課題解決が臨まれる。
52	第23条	議会事務局の体制整備	市民クラブ	一部達成	●事務局の機能強化を図るためには、人事において、他の部局にはない特別な配慮が必要かも。	その他	その他	●総務課に対して人事での配慮を依頼することはできないか。
53	第24条	議会図書室	市民クラブ	一部達成	●どれだけの人が利用しているか。議員、市役所職員、市民など誰でも利用できるが、一般市民は知らない。開かれた議会を目指して市民開放についてPRしては。	その他	その他	●開かれた議会を目指して市民開放についてPRする。
54	第25条	予算の確保	市民クラブ	一部達成	●4年前より女性議員が増えた。女子トイレ(和式→洋式)改修の話や子連れの傍聴者への配慮について「ベビーカー」の設置などについて検討されたが、現在も未改修。早めの予算措置と改修が必要。 ●議会中の地震を考慮して議場にヘルメットを設置する必要はないか。(災害対応力が必要) ●第6条や第21条の付属機関を設置した場合は、交通費等の費用弁償の予算化が必要となる。	その他	その他	●必要と判断するなら実行すべき。
55	第26条	政治倫理	市民クラブ	一部達成	●倫理不足 ●糸魚川市議会では「ハラスメント防止条例」が制定された。 ●最近の政治資金等への市民の厳しい目線を考慮する。	その他	条文の改正 運用・逐条の修正 その他	●「政治倫理審査会」などの設置も検討しては。 ●条例制定までは必要ないが、パワハラ防止について明記が必要では。
56	第27条	議員定数	市民クラブ	一部達成	●市民の意見を十分に考慮とあるが、十分な意見としてより多くの市民意見をどのように吸い上げるか。	その他	その他	●28自治区の地域協議会委員の意見を聞いてみてはどうか。
57	第28条	議員報酬	市民クラブ	概ね達成				
58	第29条	最高規範性	市民クラブ	概ね達成				
59	第30条	見直し等	市民クラブ	一部達成	●市民の意見を聴くために講ずる必要な措置がなされていない。			●必要な措置を明確にする。□
60	第2条	議会の活動原則	つなぐ	一部達成				●(4)～(7)は達成できているとは言えないが、ここは原則を記しているので特に変更は必要ない。
61	第3条	議員の活動原則	つなぐ	評価なし				
62	第4条	議長の責務	つなぐ	評価なし		通年会期制	条文の改正 運用・逐条の修正	●通年会期制を行う上で、下記の点において見直しが必要と考える。 ①現行の一定期間の集中審議(定例会・臨時会)ではない新たな制度の創設。 ②議長の裁量が大きくなるため、議長の権限の明確化と議会運営に係る一定のルールの設定。(条例は必要?) ③緊急に議会審議が必要になり、行政の長より議会の開催を求められた場合の対応について。 ④専決処分の適用範囲。(行政から議会開催を求められた場合、速やかに議会を開けない場合も想定して) ⑤一事不再議について、通年会期制における、一事不再議の原則の扱い。
63	第5条	会派	つなぐ	概ね達成			運用・逐条の修正	●会派の定義と役割について記しているが、その内容と会派に所属しない議員の定義や役割についても議論する必要があるのではないか?ここを明確にすると、各派代表者会議の規定を基本条例で定める必要が出てくるだろうか?(地方自治法第100条第12項)
64	第6条	議会改革の推進	つなぐ	概ね達成				
65	第7条	情報の共有及び公開	つなぐ	概ね達成				
66	第8条	市民参画及び協働	つなぐ	概ね達成				
67	第9条	議会報告会	つなぐ	概ね達成			運用・逐条の修正	●現在取り組んでいる議会報告会のやり方を進めていくのであれば、運用・逐条での修正は必要と考える。
68	第10条	広報公聴委員会	つなぐ	概ね達成			運用・逐条の修正	●第9条の理由と同じ
69	第11条	市長等との関係	つなぐ	概ね達成				
70	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	つなぐ	概ね達成				
71	第13条	議決事件	つなぐ	概ね達成				
72	第14条	政策立案及び政策提言	つなぐ	達成していない				●ここでは、理念をうたっているので修正無し。第18条で逐条解説等を修正を望む。
73	第15条	議会運営	つなぐ	一部達成			その他	●逐条解説で下記の内容検討願いたい。 ①議会内で使用する資料の著作権や使用の権利について。 ②情報源について。議会内で使う数字やデータ、個人や企業情報などについてのルール化。 参考 著作権法第40条 → 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(行政庁の行なう審判その他裁判に準ずる手続を含む。第42条において同じ。)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、議員の討論や質疑、政府や首長側の説明や答弁、参考人の意見陳述はあてはまらない。とされている。 追記→議員間討議は委員会などにおいてもあまり行われていないので、一部達成とした。
74	第16条	委員会	つなぐ	一部達成				

75	第17条	会議における質疑応答	つなぐ	概ね達成		通年会期制	運用・逐条の修正	●一般質問については、やり方、内容も含めこれまでも意見があったので、通年会期性導入にあたり、検証、改正する必要があると考える。
76	第18条	政策等の形成	つなぐ	一部達成		その他	運用・逐条の修正	●議会としての対応方針を協議とあるが、本来、いただいたご意見や議員等から出た意見を、議会として検討し、行政に対して政策を提言するまでに持っていけるかどうかも含めて検討する機関ではないか？ ●政策形成会議自体も、あまり開かれていないのは、課題調整会議の機能が発揮されていないからではないか？課題調整会議と政策形成会議の役割や運動性を、実行力のある形で表記すべきではないか
77	第19条	政務活動費	つなぐ	概ね達成				0
78	第20条	議会の研修	つなぐ	一部達成				●議員勉強会、研修は政策提言に重要な活動の1つと考えるが、そこから議会として当市の課題を抽出し、検討する政策形成サイクルが構築されていない。運用等に追記を望む。
79	第21条	附属機関の設置	つなぐ	評価なし				
80	第22条	交流及び連携の推進	つなぐ	概ね達成				
81	第23条	議会事務局の体制整備	つなぐ	概ね達成				
82	第24条	議会図書室	つなぐ	概ね達成				
83	第25条	予算の確保	つなぐ	概ね達成				
84	第26条	政治倫理	つなぐ	一部達成		倫理条例	条文の改正	●一連のハラスメントに関わる文言を入れてはどうか？ 松本市議会基本条例よりー(ハラスメントの防止) 第20条の2 議会及び議員は、ハラスメント(社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。)が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。
85	第27条	議員定数	つなぐ	評価なし		その他		●定数の議論は必要。
86	第28条	議員報酬	つなぐ	その他				●報酬を検討するのであれば、市議会議員の仕事の内容や必要経費等の棚卸しが必要と考える。その上での積算根拠が必要と考える。
87	第29条	最高規範性	つなぐ	概ね達成				
88	第30条	見直し等	つなぐ	概ね達成				
89	第2条	議会の活動原則	みらい	評価なし				
90	第3条	議員の活動原則	みらい	一部達成	●政策立案、政策提言ができていない。 ●市政全体を見据えて活動できているか疑問がある。 ●自らの言動等に責任を持っているか疑問がある。	オンライン	改正等不要	●「市政に関する必要な研究調査を行い…」とあるが、今後は研修や視察も含めて、オンラインで実施する場合も認めることを整理する必要はないか。 ●第15条にオンラインについて規定することで、ここでは規定しなくていいのではないか。
91	第4条	議長の責務	みらい	概ね達成		通年会期制	改正等不要	●今後、通年議会の運営に伴い、その責務の整合性を記載する必要はないか。 ●通年議会はこの条文に入れるのではなく、新たに条文を追加した方がよいのではないか、検討する。
92	第5条	会派	みらい	概ね達成		その他	その他	●無所属議員の活動について明確に規定する必要があるのではないか。
93	第6条	議会改革の推進	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
94	第7条	情報の共有及び公開	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
95	第8条	市民参画及び協働	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
96	第9条	議会報告会	みらい	一部達成	●議会報告のツールを増やすこと、せっかくユーチューブ等により議会報告の発信を行ったので、さらに充実させること。	その他	改正等不要	●ユーチューブでの発信を明記する必要はないか。明記しなくても、条文に「議会報告に関し必要な事項は、別に定める」と書いてあるので、ここに該当すればよい。
97	第10条	広報広聴委員会	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
98	第11条	市長等との関係	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
99	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
100	第13条	議決事件	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
101	第14条	政策立案及び政策提言	みらい	達成していない	●政策立案、政策提言が少ない。(ここ何年も議会より政策提言もない)	その他	改正等不要	●政策提言がなぜできないのか、検討する必要はないか。
102	第15条	議会運営	みらい	一部達成		オンライン	条文の改正	●原則は議会出席であることを踏まえ、以下のような場合に対応できる準備を行う。の議会出席こんな場合に対応できる準備を行う。有事災害時や病氣療養中、妊娠出産等で議会や委員会に出席がかなわない場合に、オンライン会議で対応できるようにする。また、議員勉強会等最近欠席者も多く、議員勉強会や市長の議案説明会などにオンラインで参加できるようにする。それに伴いオンライン会議ができるハードの整備も必要である。
103	第16条	委員会	みらい	一部達成		その他	改正等不要	●今後オンラインによる委員会開催にむけて、条文の整理も必要ではないか。(第15条)でオンライン条項を盛り込むなら、ここの条項はこのままでよい。
104	第17条	会議における質疑応答	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
105	第18条	政策等の形成	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
106	第19条	政務活動費	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
107	第20条	議会の研修	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
108	第21条	附属機関の設置	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
109	第22条	交流及び連携の推進	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
110	第23条	議会事務局の体制整備	みらい	一部達成		その他	改正等不要	●議会人事は議長の権限にあるが、果たして機能強化に活かされているか疑問があり、議会事務局人事の在り方をしっかり方向性をもつ必要があるのではないか。
111	第24条	議会図書室	みらい	一部達成	●有効に活用しているか。	その他	改正等不要	●「議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め…」となっているが、果たしてどれくらいの議員が利用されているのかである。誰でも利用できることになっているが、市民の利用はあるのか。現在タブレットでいろいろな情報が収集できることから、図書館の在り方について考える必要があるのではないか。
112	第25条	予算の確保	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
113	第26条	政治倫理	みらい	一部達成		その他	改正等不要	●「議員は市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない」の条文で十分議員のあるべき姿を示しているので、これ以上詳細の政治倫理条例を新たに設ける必要はないのではないか。
114	第27条	議員定数	みらい	その他	●今後、定数の検討見直しが必要と考える。	その他	改正等不要	
115	第28条	議員報酬	みらい	その他	●今後、報酬の検討見直しが必要と考える。	その他	改正等不要	
116	第29条	最高規範性	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	
117	第30条	見直し等	みらい	概ね達成		その他	改正等不要	

118	第2条	議会の活動原則	日本共産党議員団	一部達成			改正等不要	●現状では、一部特別委員会の議論を除き、まれに議員間討議がなされているとは言うものの、特に行政からの提案議案に関する討議においては、各議員が一通りそれまでの意見を述べるに止まり、各議員の自由な意見のやりとりを活発に行い、論点や争点を明らかにするとまでには至っていないと考えざるを得ない。これには、当議会において、条例の趣旨が十分に活かされていないという面と、他先進自治体における「議員間討議」に関する規定(参考資料参照)に比べ抽象的な規定になっているという面の両面がある。そこで、その両面について議論を深めるべきである。 ●「市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること」は、議会活動の大原則であり、だれもが当たり前になすべきことであるが、議案に対する賛否の意思表示を行う場合などに市民の意見や願いに基づいた意思表示であることを明確に示さない、あるいは意思表示の根拠を述べないことがままある。また、請願などの審議では、市民の願いに対して曖昧な態度で願いに反する意思表示をすることもままある。これらのことは控えるべきである。
119	第3条	議員の活動原則	日本共産党議員団	概ね達成	●(6)の「高い倫理観」の定義が曖昧であり、ある程度具体的に行動規範を示すべきという考えもあるが、どこまで踏み込むかは慎重な議論が必要であるので、軽々に結論を急ぐべきではない。(7)の「不断の研さん」「自己の資質」についても同じ。	倫理条例 その他	改正等不要	●現状では、一部特別委員会の議論を除き、まれに議員間討議がなされているとは言うものの、特に行政からの提案議案に関する討議においては、各議員が一通りそれまでの意見を述べるに止まり、各議員の自由な意見のやりとりを活発に行い、論点や争点を明らかにするとまでには至っていないと考えざるを得ない。これには、当議会において、条例の趣旨が十分に活かされていないという面と、他先進自治体における「議員間討議」に関する規定(参考資料参照)に比べ抽象的な規定になっているという面の両面がある。そこで、その両面について議論を深めるべきである。【再掲】
120	第4条	議長の責務	日本共産党議員団	一部達成	●大規模災害時の対応については、その状況に応じて迅速な対応が求められる。例えば今年元日の震災の際には、その後数度の補正予算が市長の専決で実施されたが、こうした災害時には各議員とも緊張感を持って対応しており、緊急の招集にも応ずることができる体制になっていたと感じているので、その都度専決処分ではなく臨時議会を招集することが必要ではなかったかを検証する必要がある。災害に対応した臨時議会が開催されることは、市長の専決処分を避けるだけでなく、被害の詳細を議会を通じて市民の目に明らかにするという重要な意味もあるので、できるだけ迅速に対応して臨時会の招集請求を行うことを検討すべきであった。	通年会期制	条文の改正	●通年会期制の導入に際しては、招集や会議の開始にあたっての議長の役割が重要になってくる。そこで、従来の議長の専決制から、議長・副議長による議長団の複数専決制への移行を含め、適切かつスムーズな会議の招集、開始、進行が図れるような条文改正が必要である。
121	第5条	会派	日本共産党議員団	一部達成	●前期までの会派では、基本的政策の一致を見ない議員同士による会派結成が見られ、自らの基本的政策とは異なる政治的立場を会派に強いられるような例が見られたと感じている。基本的政策が一致していれば、「会派に縛られる」という概念はなくなるはずであり、会派の意見をそれぞれの議員が代表して述べることができるはずである。そこまで責任を負えるのが会派の結成であることを、すべての議員が自覚した上で会派を結成するというごく当たり前の基本を身につけるべきである。		改正等不要	
122	第6条	議会改革の推進	日本共産党議員団	概ね達成		通年会期制 オンライン	条文の改正	●他の項目に記載したことに同じ。
123	第7条	情報の共有及び公開	日本共産党議員団	一部達成	●市民への情報提供では、いまだ紙ベースがたよりという市民も少なくないことから、議会だより「かけはし」の役割は重要である。その際、閣議案に対する議員ごとの賛否は明らかになっているが、その理由や根拠については、一部討論の内容が紹介されているのみであり、不十分である。各会派ごとの賛否の理由や主張をわかりやすく表現した記事を掲載することを検討すべきである。		改正等不要	
124	第8条	市民参画及び協働	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	●基本条例には、市民参画の一つとして、公聴会・参考人について言及している。また、重要な議会に関して議決前に市民意見を聴くとしている。これらに関しては、まことに不十分であったと言わざるを得ない。については、どのように積極的に実施するかについて議論すべきである。
125	第9条	議会報告会	日本共産党議員団	一部達成	●議会報告会は、近年「市民の意見を聞く」という意味でかなり改善されているが、「報告」という視点ではいまだ改善が不十分である。市民に対して報告すべきは、議論の結論や実施することになった施策ではない。それらは行政がやるべきことであり、議会としては議論の中身や各会派の立場・主張である。それら対立点をはっきりわかるように報告してはどうか。報告会では、会派代表が、それぞれの立場・主著を開陳する場所にしてはどうか。		改正等不要	
126	第10条	広報広聴委員会	日本共産党議員団	一部達成	●上記第7条に同じ。		改正等不要	
127	第11条	市長等との関係	日本共産党議員団	一部達成	●現在、市長に対して辞職勧告を決議している立場である議会は、市長と真っ向から対立している(はずである)。しかし、一部では「議事運営の進行を優先する」などの主張で、市長との理性的緊張関係をないがしろにする動きがあるように感じられてならない。二元代表制の一方の雄として、理性的緊張を保持し、不動の態度を貫くべきである。		改正等不要	
128	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
129	第13条	議決事件	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
130	第14条	政策立案及び政策提言	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
131	第15条	議会運営	日本共産党議員団	一部達成	(上記と同じ) ●現状では、一部特別委員会の議論を除き、まれに議員間討議がなされているとは言うものの、特に行政からの提案議案に関する討議においては、各議員が一通りそれまでの意見を述べるに止まり、各議員の自由な意見のやりとりを活発に行い、論点や争点を明らかにするとまでには至っていないと考えざるを得ない。これには、当議会において、条例の趣旨が十分に活かされていないという面と、他先進自治体における「議員間討議」に関する規定(参考資料参照)に比べ抽象的な規定になっているという面の両面がある。そこで、その両面について議論を深めるべきである。 ●「市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること」は、議会活動の大原則であり、だれもが当たり前になすべきことであるが、議案に対する賛否の意思表示を行う場合などに市民の意見や願いに基づいた意思表示であることを明確に示さない、あるいは意思表示の根拠を述べないことがままある。また、請願などの審議では、市民の願いに対して曖昧な態度で願いに反する意思表示をすることもままある。これらのことは控えるべきである。		条文の改正	●議員それぞれは、拠って立つ立場が異なることから、容易に合意形成ができるものではない。したがって、議員間討議は、合意形成を図るために行われると言うよりも、論点を明らかにし、問題の所在を明確にするために行われる。したがって、条文もそのように改正すべきである。
132	第16条	委員会	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	

参考資料		議会改革推進特別委員会 議会基本条例に対する各委員の意見 一覧表						
133	第17条	会議における質疑応答	日本共産党議員団	概ね達成	●条例及び逐条解説には、反問権について一定のルールを定めている。しかし、実際には、「反問することの意思表示→議長・委員長への許可願い→議長・委員長の許可→具体的な反問」という手順に至らないまま反問する場合がある。また、反問できる範囲や逆質問の範囲が明確ではないため、安芸高田市の例のように議員の質問の揚げ足を取ったり論点を意図的にずらしたり議員を愚弄したりするような非常識な人物が現れた場合に対応できない。 具体的な運用に関しては議会運営委員会で定めるとされていることもあり、議論を深めるべきである。		改正等不要	●条例及び逐条解説には、反問権について一定のルールを定めている。しかし、実際には、「反問することの意思表示→議長・委員長への許可願い→議長・委員長の許可→具体的な反問」という手順に至らないまま反問する場合がある。また、反問できる範囲や逆質問の範囲が明確ではないため、安芸高田市の例のように議員の質問の揚げ足を取ったり論点を意図的にずらしたり議員を愚弄したりするような非常識な人物が現れた場合に対応できない。 具体的な運用に関しては議会運営委員会で定めるとされていることもあり、議論を深めるべきである。
134	第18条	政策等の形成	日本共産党議員団	概ね達成		オンライン	改正等不要	
135	第19条	政務活動費	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
136	第20条	議会の研修	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
137	第21条	附属機関の設置	日本共産党議員団	その他	●その例がなく、評価は不能。		改正等不要	
138	第22条	交流及び連携の推進	日本共産党議員団	一部達成	●長野市、糸魚川・妙高両市との定期的な交流は行っているが、表面的な交流のみならず、それぞれがその都度議論している生(なま)の問題について他市の議員の意見を聞くなどの、少々深めた交流を行うべき時期に来ているのではないか。		改正等不要	
139	第23条	議会事務局の体制整備	日本共産党議員団	一部達成	●条例には、議会事務局の機能強化について言及されているものの、逐条解説も含め、抽象的である。そこで、議会の機能を支える議会事務局を、行政職員のローテーションや首長の人事権による配属ではなく、議会事務局職員として雇用し、育成していくしくみをつくること、そのため必要であれば、自治体議会の連合体としての取り組みを進めること、等について議論を進めるべきである。		条文の改正	●条例には、議会事務局の機能強化について言及されているものの、逐条解説も含め、抽象的である。そこで、議会の機能を支える議会事務局を、行政職員のローテーションや首長の人事権による配属ではなく、議会事務局職員として雇用し、育成していくしくみをつくること、そのため必要であれば、自治体議会の連合体としての取り組みを進めること、等について議論を進めるべきである。
140	第24条	議会図書室	日本共産党議員団	達成していない	●議員自らが議会図書室の機能に期待していない、当てにしていないという側面もあるが、その背景として、専任の司書がいらないこと、資料数が決定的に少ないことがある。蔵書やデジタルメディアなどの資料を現在の数十倍に増やし、専任の司書を置くなどの充実が必要である。また、市立図書館との連携を模索すべきである。		条文の改正	●市立図書館や上越教育大、看護大をはじめ市内の高校などの教育機関の図書館との連携が図れるような条文改正が必要である。
141	第25条	予算の確保	日本共産党議員団	一部達成	●各会派からの予算要望の際に挙げられている項目が基本的の実現できるように予算を確保すべきである。		改正等不要	
142	第26条	政治倫理	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	●議会基本条例においても、抽象的ではあるが一定の記載がされている。それをどう具体化するかが問題になるが、具体化すべき根拠をまず明確にすべきである。その上で、どんな問題をどのように防止し、何をどのように規制するのかを明確にする作業が必要である。 ●糸魚川市の例を見ると、「ためにする議論」ではないかと思われるような面があり、委員長あるいは議長において適切な注意喚起を行うことで解決できるような事案を首長がことさらに問題にしたことが制定の動機になっているのではないかとすら考えられる。なによりも、遵守すべき当事者がその内容について深く理解しているのであろうか。 ●一般論として、ハラスメント防止、金権政治防止は重要な課題であり、その点で糸魚川市の例は参考にすべきではあるが、議会においてそれらをどのように規定し、どのように防止策を講じるかという点を、慎重かつ丁寧に議論した上で、議員全員がその内容について深く理解することが必要である。 ●仮に条例を制定するにしても、国における政治資金規正法の改正のように、かえって金権政治を蔓延させる「ザル法」と国民から批判されるような条例改正あるいは新条例制定では本末転倒である。議員の行動規範を規定する内容であるだけに、議員自身よりも、多くの市民が支持できる内容であることが必要である。
143	第27条	議員定数	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	●議会議員はこれまで一定程度地域代表としての役割を果たしてきたが、近年では「平成の大合併」によって担当区域が拡大することとなり、相対的に住民との接点が希薄化され、議員の不足が懸念されてきている。しかし、この大幅な代表制の後退を経てもなお、自主的に、あるいは地域団体などの要望を受けて議員定数を減らそうという論調が後を絶たず、あたかも「議会」のスリム化が「行政」改革の対象であるかのように受け止めている議論がある。 しかし、市民の代表である議員は行政の監視者であり、監視の対象である行政の「改革」と同様な「スリム化」を推進しては、本来の役割を果たせない。「議会改革」は「行政改革」とは自ずと性格を異にし、「効率的な行政運営」ではなく、「行政に対する市民の意見や思いの率直な反映」が根本的な目的であることを常に念頭に置くべきである。 もちろん、どのくらいの議会議員数が適正かという問題は、いずれの時代にも付きまとうものである。ただし、当議会においても議員定数は減少の一途を辿っており、同じように当市の市政における「議会」のプレゼンスや住民からの評価も低迷の一途を辿っていることに鑑みれば、既に「議員定数削減」の流れを食い止めるべき時期に来ている。 また、特に13区において議員定数の維持や加増を求める声が意見交換会などで激しく出されていることを考えれば、市民の中からも安易な定数削減への批判、反対が強いことを示している。 そもそも定数削減は、議員個人の負担を増やし、住民からの要望に応えられないが故にパフォーマンスに不満が募り、逆に議員定数そのものの削減の動きが生まれるという“負のスパイラル”に陥りがねない。その行く末は「議会不要論」である。その“負のスパイラル”を断ち切り、「市民と歩む議会」の土台を堅持できるよう、議論すべきである。
144	第28条	議員報酬	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
145	第29条	最高規範性	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
146	第30条	見直し等	日本共産党議員団	概ね達成			改正等不要	
147	第2条	議会の活動原則	公明党	一部達成				●(4)政策立案及び政策提言・・・ (5)議員発議による条例制定・・・ (7)議員間の自由闊達な議論・・・ これらが実際に行われることはまれであり、計画的に実施していく必要がある。
148	第3条	議員の活動原則	公明党	概ね達成				
149	第4条	議長の責務	公明党	概ね達成				
150	第5条	会派	公明党	概ね達成				
151	第6条	議会改革の推進	公明党	評価なし				
152	第7条	情報の共有及び公開	公明党	概ね達成				
153	第8条	市民参画及び協働	公明党	概ね達成				
154	第9条	議会報告会	公明党	一部達成				●ご意見を聴く会の開催等に伴い、整合を図る必要がある。
155	第10条	広報広聴委員会	公明党	概ね達成				
156	第11条	市長等との関係	公明党	概ね達成				
157	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	公明党	一部達成				●第2項について今まで開催された事例は。※ ※2 議会とは、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。
158	第13条	議決事件	公明党	概ね達成				
159	第14条	政策立案及び政策提言	公明党	概ね達成				●委員会の他に議会の中で定期的に案出しの場を設けていく必要がある。

160	第15条	議会運営	公明党	概ね達成				
161	第16条	委員会	公明党	概ね達成				
162	第17条	会議における質疑応答	公明党	概ね達成				
163	第18条	政策等の形成	公明党	概ね達成				
164	第19条	政務活動費	公明党	概ね達成				
165	第20条	議会の研修	公明党	概ね達成				
166	第21条	附属機関の設置	公明党	概ね達成				
167	第22条	交流及び連携の推進	公明党	概ね達成				
168	第23条	議会事務局の体制整備	公明党	概ね達成				
169	第24条	議会図書室	公明党	概ね達成				
170	第25条	予算の確保	公明党	概ね達成				
171	第26条	政治倫理	公明党	一部達成				●ハラスメントも含め検討の必要がある。
172	第27条	議員定数	公明党	概ね達成				
173	第28条	議員報酬	公明党	概ね達成				
174	第29条	最高規範性	公明党	概ね達成				
175	第30条	見直し等	公明党	概ね達成				
176	第2条	議会の活動原則	滝沢委員	一部達成		その他	条文の改正 運用・逐条の修正	●(4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。そのために政策形成を行う機能強化を常に図ること。政策形成に関し必要な事項は、別に定める。(下線は変更点・追加点等／以下同様) など、より積極的に政策立案・提言に向かう決意を表明すべきである。なお第18条(政策等の形成)があるが、あえて触れるべきと考える。 ●(7) 委員会における委員間討議等議員間の自由闊達な～～～ など、委員間討議の重要性をより謳うことで、活発な議論を促す必要がある。現在まで、委員間討議は定着できていない。なお第15条第3項及び第16条に「議員間における討議」「委員間の自由な討議の保証」が表記されているが、第2章活動原則でも敢えて触れるべきと考える。
177	第3条	議員の活動原則	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
178	第4条	議長の責務	滝沢委員	その他		通年会期制	条文の改正 運用・逐条の修正	●第4条第2項・第3項・第4項は、通年議会(通年会期制と称する?)の導入に合わせ、変更を要する。通年議会の固有名詞、それに関する説明を条文に入れることも必要である。
179	第5条	会派	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
180	第6条	議会改革の推進	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
181	第7条	情報の共有及び公開	滝沢委員	一部達成			改正等不要	●改定の必要なし。
182	第8条	市民参画及び協働	滝沢委員	一部達成			改正等不要	●改定の必要なし。
183	第9条	議会報告会	滝沢委員	一部達成			改正等不要	●改定の必要なし。
184	第10条	広報広聴委員会	滝沢委員	一部達成			運用・逐条の修正	●その役割を明確にすべき。
185	第11条	市長等との関係	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	●改定の必要なし。
186	第12条	政策等の形成過程の説明要求等	滝沢委員	達成していない			改正等不要	●達成できていないが、条項等の改定の必要なし。
187	第13条	議決事件	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	●改定の必要なし。
188	第14条	政策立案及び政策提言	滝沢委員	達成していない		その他	運用・逐条の修正	●改定の必要はないが、運用・逐条解説等の修正が必要
189	第15条	議会運営	滝沢委員	一部達成			条文の改正	●第15条第2項「議長及び副議長の選挙」での所信表明に関し、「なお所信表明に対する質疑はそれを妨げるものではない」等表記し、所信表明への質疑を実現すべきである。
190	第16条	委員会	滝沢委員	達成していない			運用・逐条の修正	●委員間討議がほぼ行われていない。委員間討議こそ、委員会の軸であることをしっかりと確認し、実運用する努力が必要である。
191	第17条	会議における質疑応答	滝沢委員	概ね達成				
192	第18条	政策等の形成	滝沢委員	達成していない				●条文等の変更は求めないが、近年の形骸化に留意すべきである。課題調整会議にかけられる案件は、市民発露に限らず、議員からの提言等も可能であることを逐条解説で明らかにすることも考えたい。 また課題調整会議と第2項の「政策形成会議」の位置づけ及びその機能、活用について第3項に「別に定める」とあるが、それを改めて確認し、場合によっては、条文に表記することも考えたい。
193	第19条	政務活動費	滝沢委員	概ね達成				●改定の必要なし。□
194	第20条	議会の研修	滝沢委員	一部達成				●第3項を追加。 3 議会は、研修と同様の目的で視察を行うものとする。 昨今視察の必要性に対する市民からの批判が頻出している。条項本文への追加と逐条開設への加筆でその意義を示す必要がある。
195	第21条	附属機関の設置	滝沢委員	その他			運用・逐条の修正	●活用されていない。
196	第22条	交流及び連携の推進	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
197	第23条	議会事務局の体制整備	滝沢委員	一部達成			運用・逐条の修正 改正等不要	●「チーム議会」という考え方が取手市始め多くの議会で定着している。特に政策提言における議員と事務局の協働は必須であり、その点未だ遅れていると言わざるを得ない。
198	第24条	議会図書室	滝沢委員	一部達成			改正等不要	
199	第25条	予算の確保	滝沢委員	一部達成			改正等不要	
200	第26条	政治倫理	滝沢委員	一部達成			運用・逐条の修正	●改訂の必要なし。第26条の条文に倫理について表記されており、新たな「倫理条例」をつくるのであれば、なぜ敢えて新条例をつくる必要があるが議論を尽くす必要があると考える。
201	第27条	議員定数	滝沢委員	一部達成			改正等不要	●32→24と考える。その数字はともかく、この4年間で適正な定数にしなければ市民の理解は得られない。
202	第28条	議員報酬	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
203	第29条	最高規範性	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	
204	第30条	見直し等	滝沢委員	概ね達成			改正等不要	

議会改革推進特別委員会 議会基本条例に対する各委員の意見 一覧表

通し番号	条名	見出し	会派名	検証・改革等に関する自由記述
205	その他	—	久比岐野	●通年会期制の制度設計に係る、議会の委任による専決処分事項を追加する必要はないか。 第〇〇条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、上越市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画を言う）で定める。 「解説」 議会は大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなければならない事を定めるべきでないか。 災害時の組織体制や議会の行動基準等に関して、現在は「緊急時における議案処理等の対応」「状況特別対応表」があるがこれで対応が可能か、それらを再度検討し取り込んだの上越市議会業務継続計画（議会BCP）の策定検討をしてはどうか。 ●災害（感染症など）に絡める形で、「オンライン会議（議会？）」について記載してはどうか。オンライン会議実施のための条例策定の検討、会議規則、議会運営マニュアルの改訂など検討する必要があるのではないか。（上記については災害対策特別委員会でも良いのでは） ●総括質疑、一般質問の締め切りが聞き取りを含め発言通告書の確定までが締め切り期日とされているにも関わらず、結局、ギリギリ提出をしてから聞き取りをする様子が散見する。あくまで発言通告書作成時点に焦点を当てた締め切り期日として検討することで、聞き取りなど事務局側のフォロー体制をスムーズにすることはできないか。 ●審議日程（総括質疑→委員会→一般質問）について、改めて検討する必要はないか。 ●これまで総括質疑、一般質問についてはなるべく円滑に進めるため同様の質問にならないよう発言通告時点で全議員に周知し、留意してきたものの、会派、あるいは議員個々の主義主張を重視し、改善される様子もなく現在に至る。会派制導入の意味、スムーズな議事運営など、あらかじめその目的を質問時間に規定として反映させてはどうか。 ●このアンケートでは基本条例の取組状況と議会改革推進となっているが2年間でどこまでできるのか。先回の委員会の中では話を広げずに、通年会期制と・オンライン・倫理条例に絞り込んで2年間は議論するものと思っている。それに準じてやるべきと思うが、通年会期制とオンラインは、この2年間ワーキンググループで提言書まで出しているの、それを共有して次のステップに進むべきであると思う。しかし行政とのすり合わせは、ハードルが高いと思うが、妥協点が低いと単なる名前だけの通年会期制となるのではないか。議会もそれなりの覚悟をもって取り組むべきであり、議会事務局の文言整理は行政サイドオンリーにならないようにしなければならない。会派集約から全協での議論も必要になるのではないか（倫理条例も同じではないか）これらの三つの議論が先であり、決まってもいない条例を基本条例に前もって乗せるのはいいかがなものか、議会基本条例の検証の前にやるべきことは、議会改革の進むべき方向と、必要と思われる条例の制定であると思う。今後、通年会期制や議会BCP、「災害時の議会対応」についても基本条例に加える検討をしてはどうか。
206	その他	—	市民クラブ	●「ハラスメントの防止」についての条文を追加 ●「通年議会制」について追加 ●「専決処分による議決」について追加（通年議会制の導入で専決処分範囲が減り、限定されるため限定事項は逐条解説） ●オンラインでの委員会出席・参加の導入を追加（出席が認められる範囲や運営事項は別に定める。） 他、追加の必要性について検討 ●全員協議会について ●付帯決議への対応について ●採択請願への対応について（議員紹介のもの） ●議会の災害対応について
207	その他	—	つなぐ	●議会基本条例に入れた方がよいのではないかと考える項目 ①情報通信技術の積極的活用 タブレット端末などの使用について ②危機管理、非常事態、災害時の対応 伊勢崎市議会基本条例より https://www.city.isesaki.lg.jp/material/files/group/71/kihonjorei.pdf ほか 松本市議会条例 など。
208	その他	—	みらい	●通年議会の条項は新たに追加する。
209	その他	—	日本共産党議員団	●近年の状況（自然災害や感染症の蔓延等への迅速な対応が求められていること、市民の要望が多様化してきており、それへの迅速かつ丁寧な対応が必要になってきていること）に対応するには、議会が常に権限を持って活動できる物理的保障が必要であるが、その一つの手法が通年議会である。 ●通年議会を導入するにあたっての形式にも複数あることから、おのおののメリット・デメリットを当議会の実情に合わせて深く審議することで、最適な形式を選択すべきである。この点では、これまでの議会改革に関係する各種会議の成果も活用することが必要である。 ●いずれの形式においても、招集や会議の開始にあたっての議長の役割が重要になってくる。そこで、従来の議長の専決制から、議長・副議長による議長団の複数専決制への移行を含め、適切かつスムーズな会議の招集、開始、進行が図れるような仕組みについて議論すべきである。 【専決処分】 ●通年議会の導入後においても、専決処分がなくなるわけではない。法179条が認める専決処分については基本的に無くすことを前提にすべきであるが、「議会を招集する時間的余裕がないわけではないが、議会に提出できる水準の資料を作成する時間的余裕がない」ということも考えられることから、あらゆる事態の可能性を想定した議論が必要である。 ●法180条における「議会による指定案件」は、慎重に定めることが必要である。守谷市のように、基本は「市民の利益」であるが、より具体的に規定できるよう議論することが必要である。 ●近年の情勢の変化に対応すること、各議員の状況に合わせた意見表明や議決参加を保障することを前提に、議会審議への多様な参加形態について議論することは必要である。その一つとしてのオンライン委員会の開催は基本的に必要であり、導入を前提に、条件等を含めて議論すべきである。 ●併せて、各会議における多様な議員の議論参加を保障する手立てについても議論すべきである。例えば、段差を乗り越えられない車椅子等を使用する議員の本会議参加、声を失った議員の合成音声あるいは代理人による発言の許可、解除が必要な議員への議会活動支援助委託料補助制度の創設など、障がいを持った議員への合理的配慮が即時にできるような議会にするような議論が必要である。 ●現在の議会運営におけるジェンダーバイアスの存在についての総点検が、まず必要である。例えば、「女性らしい〜」というような発言はないか女性議員のみことさらに「女性議員」と呼称されるようなことはないか、男性はネクタイをすべきであるなど服装についての硬直した通念はないか、議会フロアにおける女性トイレは男性のそれに比して不十分ではないか、等の点についての総点検である。その上で、それらの解消について、どのように推進するかを議論すべきである。 ●上越市においては、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が2月1日に導入された。それだけ性の多様性についての理解と尊重が進んでいる。議会においてはどうか。これまで数回一般質問で取り上げられたことはあるが、議会運営における性の多様性尊重の視点での議論はこれまでほとんどされてこなかったのではないかと。まず議員が性の多様性について学ぶことを端緒に、この点での議論を推進すべきである。 近年の市議会議員選挙をはじめとした各種選挙での投票率の低下は目に余るものがある。市民の半数近くが自らの政治への参加権を放棄している現状は放置できない。また、市民の政治関心の向上を図る役割を使命として持っているのは、言うまでもなく各議員である。 特に、若年層における政治的無関心は、10〜20代の投票率の低さが証明している。 当議会は、小中学生を対象にした議会学習に取り組んではきた。しかし、その内容は議会の現状についての説明と形式的な模擬議会の枠を出るものではなく、小中高校生が主体的に政策提言を行い、議会がそれを実現させるために正規ルートに載せるという形にはなっていない。 若年層がSNSなどの媒体から不確定かつ不正確な情報を自ら取り込んでいるであろう現状を見ると、政治教育の制度設計と、議会としての議会学習の見直しが必要になってきていると考える。 議会が選挙管理委員会や教育委員会などと積極的に連携し、中高生の提言等を恒常的な政策形成ルートに乗せる形でしっかり吸い上げて政策実現させていくような、新しい方式を模索していくことについて、議論を深めるべきである。
210	その他	—	公明党	●通年会期、専決処分の取り扱い、オンライン等今後の議会を取り巻く環境整備の検討が必要かと思います。
211	その他	—	滝沢委員	●第5章（第15条〜第18条）において、オンラインによる委員会出席、採決への参加を表記すること。追加の条項ということになる。